



令和3年度タクシー料金助成の受付を開始します

高齢者と重度障がい者(児)の社会活動を支えるために、タクシー料金の一部を助成します。

「タクシー料金助成事業乗車券(タクシー券)」を希望する人は、ご相談ください。昨年度、交付を受けた人も、新たに申請が必要です。

【75歳以上の高齢者】 ※重度障がい者の人は、【重度障がい者(児)】をご覧ください。

対象者	金額(年間)
満75歳以上の人(心身等の事情により亀山市乗合タクシーに乗車することが困難であると市長が認める人に限る)	10,000円

心身等の事情とは？ 車いすを使用している人や寝たきり状態にある人などでセダン型タクシーに乗れない事情や、認知症の症状で行動や意思疎通が困難であり介助者を必要とする事情などを言います。

※審査にあたり、これまでの利用状況を確認したり、心身の状況をケアマネジャーにお聞きしたりします。また、専門の職員が訪問する場合があります。

<交付の流れ>

①相談・
聞き取り

②申請

③審査

④決定
(交付・不交付)

⑤タクシー券交付
(後日郵送)

※高齢者のタクシー券を交付する場合は、乗合タクシーの利用カード・無料体験乗車券は返納していただきます。
※年度途中で心身の状況に変化があった場合は、ご相談ください。

【重度障がい者(児)】

対象者	金額(年間)
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持している人(自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免制度・燃料費用助成制度が適用されている人は対象外)	15,000円 (じん臓機能障害1級の身体障害者手帳を所持している人は45,000円)

※障がい者(児)のタクシー券は、窓口での申請時に交付します。ただし、加太出張所で申請した場合は、後日郵送になります。

●申請手続きに必要なもの

	本人が申請する場合	代理人が申請する場合
75歳以上の 高齢者	①本人の身分証明書 ②認印 ③本人の乗合タクシー利用カード(登録済の人のみ) ④乗合タクシー無料体験乗車券(登録済の人のみ)	①本人の身分証明書(写し可) ②本人の乗合タクシー利用カード(登録済の人のみ) ③乗合タクシー無料体験乗車券(登録済の人のみ) ④代理人の身分証明書 ⑤代理人の認印
い重度障 が(児)	①各種障害者手帳 ②認印	①各種障害者手帳 ②代理人の身分証明書 ③代理人の認印

<身分証明書として使えるもの>マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳カード、パスポートなど

<注意>昨年度、タクシー券の交付を受けた人は、乗合タクシーの登録が抹消されています。

●申請場所

- ▷高齢者支援グループ(あいあい 9番窓口)
- ▷障がい者支援グループ(あいあい 5番窓口)
- ▷地域サービスグループ(関支所・加太出張所)

問合せ先

長寿健康課高齢者支援グループ(あいあい ☎84-3312)
地域福祉課障がい者支援グループ(あいあい ☎84-3313)